

保護者 様

シンガポール日本人学校
小学部クレメンティ校 校長 石坂克己
小学部チャンギ校 校長 堤 祐子
中学部 校長 田村洋幸

出席停止について

日ごろより本校の学校教育にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、以下の病気は、日本では学校保健安全法により、病気の悪化を防ぐとともに、他の児童生徒への影響を考え、出席停止の扱いになります。本校では、日本の法律に準じて、同様の扱いにしています。

また登校については、下の「シンガポール日本人学校の出席停止期間・基準」を守っていただきますようお願いいたします。「シンガポール日本人学校出席停止期間・基準」を満たさない日数で登校した場合は、他の児童生徒への影響を考慮し、早退の処置をとらせていただきます。

ご家庭で「治癒届出書」にご記入いただき、医療機関で発行された無料の MC (Medical Certificate) を、裏面に貼付し、提出していただきますようお願いいたします。

※「治癒届出書」はご家庭でご記入ください。医療機関に提出・医師による記入は不要です。

シンガポール日本人学校の出席停止期間・基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)鳥インフルエンザ(H5N1)
	治癒するまで(家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで)
第二種	インフルエンザ
	百日咳
	麻疹(はしか)
	流行性耳下腺炎(おたふく)
	風しん(三日ばしか)
	水痘(水ぼうそう)
	咽頭結膜熱
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
	腸管出血性大腸菌感染症(腹痛・下痢・血便などの症状あり)
	ウイルス性肝炎、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症(ロタウイルス等)
	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	解熱した後3日を経過するまで
	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	発しんが消失するまで
	すべての発しんが痂皮化するまで
	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで *COVID-19の対応はシンガポール政府の指示により対応(別紙参照)
	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	かかりつけ医師の意見により保護者からの申し出があれば、出席停止の扱いとしてもよい

.....き.....り.....と.....り.....線.....
保護者の方がご記入ください (COVID-19 に関する出席停止の場合は不要)。

年 月 日

治癒届出書

小・中学部 年 組 氏名 _____

医師の判断により下のとおり治癒しましたので、登校します。

- 病 名 _____
(※インフルエンザの場合は、A型、B型のご記入もお願いします。)
- 出席停止期間 _____年 月 日 ~ _____年 月 日
- 受診した医療機関名 _____
- 医療機関で発行された無料の MC (Medical Certificate) を、裏面に貼付してください。

保護者氏名 _____ 印・サイン
担任→保健室

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

医師によりインフルエンザと診断された場合、出席停止となります。学校を休んでも欠席扱いにはなりません。日本では、2012年(平成24年)4月学校安全法施行規則が改正になり、出席停止期間が次の通りになりました。

「発症した後5日間を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」出席停止。

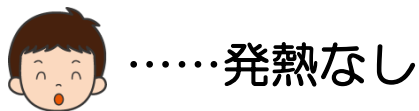
	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱	1日目	2日目			登校		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱	1日目	2日目		登校		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱	1日目	2日目	登校		
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱	1日目	2日目	登校	
発症後 5日目に 解熱した 場合						解熱	1日目	2日目	登校



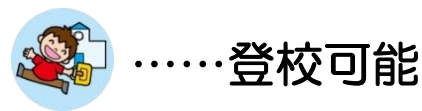
……発熱



……解熱



……発熱なし



……登校可能

※ 発熱初日と解熱した日は発熱期間に含まれます。